

R05 箕 監 第 71 号
令和5年(2023年)6月15日

請求人 (略) 様

箕面市監査委員 潑 洋二郎
箕面市監査委員 田 中 真由美

箕面市住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき請求人から2023年4月21日付け「箕面市職員措置請求書」（同月26日受付。以下「第4号請求書」という。）をもって提出のあった住民監査請求（令和5年度第4号事案。以下「第4号請求」という。）について、監査した結果を同条第5項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1 請求人

（1名の住所・氏名 略）

第2 第4号請求書による請求の要旨及び添付された事実証明書

1 請求の要旨

第4号請求書に記載された第4号請求の要旨は、次のとおりである。

なお、他の表現と統一感を持たせるよう「ですます調」を「である調」に変更するなど、原文に形式的な変更を加えている（第4において同じ。）。

みどりまちづくり整備室が「市道箕面今宮線の道路安全対策事業」として、令和4年度の08 土木費 02 道路橋りょう費 02 道路維持・交通安全施設整備事業費予算（社会資本整備総合交付金・道路安全対策事業債だと思われる）で、当該事業の令和4年度工事区間にある桜の街路樹計9本中7本を4月24日より伐採する予定である。（受付番号 R04-2186）

70年以上の長きにわたり良好な景観を保ってきた通称桜通りの桜の街路樹

を伐採する明確な理由が不明である。令和3年10月に箕面市の依頼で宮本造園の樹木医の診断の結果として「枯れ枝等があり剪定が必要なもの、すぐに倒木する恐れのある危険木はない。危険木を理由に伐採は行わなくていい」と頂いていることから、今工事にかかる作業は必要がないものであり、伐採に要する費用は税金の無駄遣いであり、不当な支出であると考える。

当該区間は戦前に開発された閑静な住宅街で、道路両側に桜の街路樹が植栽され、春には桜のトンネルとなり、満開時には雨も防ぐ屋根になった時期もあった。市民からは「桜通り」と呼ばれ、毎年桜の開花を楽しめる場所であり、箕面らしい景観の一つでもある。それに伴い土地の評価価格も安定しているとも考えている。

桜の街路樹が伐採されることで閑静な気品ある住宅地としての環境が損なわれるとともに、不揃いな景観を造りだすことにより土地評価はさらに下がり、結果固定資産税としての市の収入も低下する恐れもある。

以上より、桜の街路樹の伐採工事費用支払いは不当な公金支出であるという観点で住民監査請求する。

また、街路樹を含む景観形成には数十年の年月が必要であり、緑豊かな街である箕面市においては、桜の街路樹伐採工事の暫定的停止勧告をお願い申し上げる。

2 事実証明書

第4号請求書に添付された事実証明書は、次のとおりである。なお、請求人から提出された証拠書類等は「第4号資料」とし、当方で付番した。

- (1) 第4号資料①：箕面市ホームページより「市道箕面今宮線の道路安全対策（歩道整備）事業について」のうち次の3箇所の抜粋
 - ・「令和4年度・令和5年度の工事概要」のうち「令和4年度及び令和5年度の工事箇所図（予定）」「現地の状況写真及び整備後のイメージ」「整備前後断面」
 - ・「令和4年度・令和5年度整備予定区間の桜の取り扱いについて」
 - ・「事業に関するQ&A」の質問「Q1：いまある街路樹はどうなるの？」とその回答「A1」
- (2) 第4号資料②：広報紙もみじだより令和4年8月号の2ページ及び3ページ「市道箕面今宮線の道路安全対策（歩道整備）事業について」
- (3) 第4号資料③：写真10枚（「閑静な住宅街の景観」「桜満開の対象エリア」「今年も桜満開」各1枚、「桜の街路樹の伐採通知」7枚）

第3 請求の受理

第4号請求について要件審査した結果、受付日である令和5年4月26日付けで受

理することとし、請求人に対して同月 27 日付けで通知した。その際、地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づく意見陳述の聴取を行うこと、聴取日までの間、証拠を提出できることを併せて通知した。

第 4 請求の趣旨が同様である他の住民監査請求との同時進行

第 4 号請求書が提出される前に、同趣旨の住民監査請求が相次いで提出されたので、受理することとした次の 3 件と同時に監査を行うこととした。

- 1 第 1 号請求：2023 年 4 月 20 日付け「箕面市職員措置請求書」（同日受付。以下「第 1 号請求書」という。）をもって提出のあった住民監査請求（令和 5 年度第 1 号事案）。（請求を行った者を「第 1 号請求人」とする。）

第 1 号請求書による請求の要旨及び添付された事実証明書は次のとおりである。

(1) 請求の要旨

第 1 号請求書に記載された第 1 号請求の要旨は、次のとおりである。

みどりまちづくり部道路整備室が「市道箕面今宮線の道路安全対策事業」として、令和 4 年度予算をもって、当該事業の令和 4 年度工事区間にある桜の街路樹 計 9 本のうち 7 本を 4 月 24 日より伐採する予定である。

70 数年以上の長年に亘って、良好な景観を保ってきた桜の街路樹を伐採する明確で合理的な理由がない。

2022 年 10 月に市が樹木医に委託して調査した結果、老木、大木化して危険な街路樹は無く、伐採する必要はないとの診断結果があり、市ホームページ及び市長も公式に公表しているので、必要のない作業であり、伐採にかかる費用が無駄、不当な支出と見做せる。

当該区間は戦前に開発された閑静な住宅街であり、道路両側に桜の街路樹が整然と植えられ、春には桜のトンネルとなり、市民からは「桜通り」と呼ばれ、楽しみにされ、心豊かな暮らしを楽しんでこられた。従って土地の評価（固定資産税評価）も良好な環境に見合うものであった。

街路樹が伐採されるとこの閑静で良好な住宅地としての環境が損なわれるため、土地評価が下がり、固定資産税評価も下がるため市税収入も減少する。

従って、桜の街路樹の伐採の為に、請負工事契約を締結し、その費用を支払うことは、不当な公金の出費にあたると考えるので、伐採工事の中止を求め、不当な公金支出の中止を求める。

また、一旦伐採されると、回復が不可能、または復元するのに数十年は必要

なため、街路樹の伐採工事の暫定的停止勧告を求める。

(2) 事実証明書

第1号請求書に添付された事実証明書は、次のとおりである。なお、第1号請求人から提出された証拠書類等は「第1号資料」とし、当方で付番した。

ア 第1号資料①：箕面市ホームページより「市道箕面今宮線の道路安全対策（歩道整備）事業について」のうち次の2箇所の抜粋

- ・「令和4年度・令和5年度整備予定区間の桜の取り扱いについて」
- ・「事業に関するQ&A」の質問「Q1：いまある街路樹はどうなるの？」とその回答「A1」

イ 第1号資料②：箕面市長タイムズ2022年10月7日の記事

ウ 第1号資料③：議会説明資料 第1号議案「箕面今宮線道路安全対策事業について」（令和4年2月10日付け、みどりまちづくり部道路整備室作成）

エ 第1号資料④：広報紙もみじだより令和4年8月号の2ページ及び3ページ「市道箕面今宮線の道路安全対策（歩道整備）事業について」

2 第2号請求：2023年4月21日付け「箕面市職員措置請求書」（同日受付。以下「第2号請求書」という。）をもって提出のあった住民監査請求（令和5年度第2号事案）。（請求を行った者を「第2号請求人」とする。）

第2号請求書による請求の要旨及び添付された事実証明書は次のとおりである。

(1) 請求の要旨

第2号請求書に記載された第2号請求の要旨は、次のとおりである。

みどりまちづくり部道路整備室が「市道箕面今宮線の道路安全対策事業」として、令和4年度予算をもって、当該事業の令和4年度工事区間にある桜の街路樹 計9本のうち7本を4月24日より伐採する工事に関し、工事業者への不当な工事代金の支払いの中止を求める。

70数年以上にわたり、当該地区の良好な景観を保ってきた箕面今宮線の桜の街路樹を伐採する明確、かつ合理的な理由がない。

令和4年10月、箕面市が樹木医に委託調査した結果、老木、大木化して危険な街路樹は無く、伐採する必要はないとの診断結果が、市ホームページ及び市長も公式に公表している。桜の木の伐採は、当該工事において必要のない作業であり、伐採にかかる費用は、不必要的税金の支出であり、不当な公金支出である。

当該区間は戦前に開発された閑静な住宅街で、道路両側に桜の街路樹が整然と植えられている。春には桜のトンネルとなり、「桜通り」と呼ばれ、住民は、毎年桜の季節を楽しみに生活している。四季の変化のある桜の木があるからこそ、土地の固定資産税評価に見合った良好な環境といえた。

しかし、桜の木の伐採により、当該区域の住宅地の環境が損なわれれば、土地の評価は下がり、固定資産税評価も下がるため市税収入も減少する。

また、桜の木は、一度、伐採されると、同じ木からの再生が不可能である。植樹しても復元に数十年が必要である。損害の程度は、重大であり、著しく回復困難であるため、街路樹の伐採工事の暫定的停止勧告を求める。

したがって、桜の街路樹の伐採のため、請負工事契約を締結し、その工事代金を支払うことは、不当な公金の出費にあたる。よって、当該工事に関する工事会社への代金支払いを、不当な公金支出として中止を求める。

(2) 事実証明書

第2号請求書に添付された事実証明書は、次のとおりである。なお、第2号請求人から提出された証拠書類等は「第2号資料」とし、当方で付番した。

- ア 第2号資料①：箕面市ホームページより「市道箕面今宮線の道路安全対策（歩道整備）事業について」のうち次の2箇所の抜粋
 - ・「令和4年度・令和5年度整備予定区間の桜の取り扱いについて」
 - ・「事業に関するQ&A」の質問「Q1：いまある街路樹はどうなるの？」とその回答「A1」
- イ 第2号資料②：箕面市長タイムズ2022年10月7日の記事
- ウ 第2号資料③：議会説明資料 第1号議案「箕面今宮線道路安全対策事業について」（令和4年2月10日付け、みどりまちづくり部道路整備室作成）
- エ 第2号資料④：広報紙もみじだより令和4年8月号の2ページ及び3ページ「市道箕面今宮線の道路安全対策（歩道整備）事業について」

- 3 第3号請求：2023年4月24日付け「箕面市職員措置請求書」（同日受付。以下「第3号請求書」という。）をもって提出のあった住民監査請求（令和5年度第3号事案）。（請求を行った者を「第3号請求人」とする。）

第3号請求書による請求の要旨及び添付された事実証明書は次のとおりである。

(1) 請求の要旨

第3号請求書に記載された第3号請求の要旨は、次のとおりである。

みどりまちづくり部道路整備室が「市道箕面今宮線の道路安全対策事業」として、令和4年度予算をもって、当該事業の令和4年度工事区間にある桜の街路樹 計9本のうち7本を4月24日より伐採する工事に関し、工事業者への不当な工事代金の支払いの中止を求める。

70数年以上にわたり、当該地区の良好な景観を保ってきた箕面今宮線の桜の街路樹を伐採する明確、かつ合理的な理由がない。

令和4年10月、箕面市が樹木医に委託調査した結果、老木、大木化して危険な街路樹は無く、伐採する必要はないとの診断結果が、市ホームページ及び市長も公式に公表している。桜の木の伐採は、当該工事において必要のない作業であり、伐採にかかる費用は、不必要的税金の支出であり、不当な公金支出である。

当該区間は戦前に開発された閑静な住宅街で、道路両側に桜の街路樹が整然と植えられている。春には桜のトンネルとなり、「桜通り」と呼ばれ、住民は、毎年桜の季節を楽しみに生活している。四季の変化のある桜の木があるからこそ、土地の固定資産税評価に見合った良好な環境といえた。

しかし、桜の木の伐採により、当該区域の住宅地の環境が損なわれれば、土地の評価は下がり、固定資産税評価も下がるため市税収入も減少する。

したがって、桜の街路樹の伐採のため、請負工事契約を締結し、その工事代金を支払うことは、不当な公金の出費にあたる。よって、当該工事に関する工事会社への代金支払いを、不当な公金支出として中止を求める。

加えて、桜の木は、税金によって植樹された公共物であり、これまでに何度も、交通事故の際、近隣住民の住宅への車両の衝突を防ぐ防御の役割を果たしている。

このような市民の安全を守る大切な公共物を、公共物としての役割を廃止する手続を踏まず伐採することは、手続規定に違反する。また、前述のとおり、桜の木が危険な街路樹ではなく伐採する必要ないと公表しているにも関わらず、伐採することは、自己矛盾行為であり、行政庁としての信義則に反する違法がある。さらに、市長は、沿道住民の意思を尊重すると公表している。沿道住民の多くが桜の木の伐採に反対するなか、ごく一部の住民の意思だけを尊重し、伐採を実施することは、民主主義の大原則である多数決の原則や、住民自治に違反する。

そして、一度、伐採されると、同じ木からの再生が不可能である。植樹しても復元に数十年が必要である。損害の程度は、重大であり、著しく回復困難であり伐採中止を求める緊急の必要があり、かつ、伐採中止により生命・身体その他公共の福祉を著しく阻害するおそれはない。

よって、街路樹の伐採工事の暫定的停止勧告を求める。

(2) 事実証明書

第3号請求書に添付された事実証明書は、次のとおりである。なお、第3号請求人から提出された証拠書類等は「第3号資料」とし、当方で付番した。

- ア 第3号資料①：箕面市ホームページより「市道箕面今宮線の道路安全対策（歩道整備）事業について」のうち次の2箇所の抜粋
 - ・「令和4年度・令和5年度整備予定区間の桜の取り扱いについて」
 - ・「事業に関するQ&A」の質問「Q1：いまある街路樹はどうなるの？」とその回答「A1」
- イ 第3号資料②：写真10枚（「閑静な住宅街の景観」「桜満開の対象エリア」「今年も桜満開」各1枚、「桜の街路樹の伐採通知」7枚）
- ウ 第3号資料③：写真8枚（伐採された桜の木の写真7枚、伐採工事中の写真1枚）

4 第1号請求から第4号請求までの事実証明書の重複状況は次のとおりである。

第1号請求	第2号請求	第3号請求	第4号請求
第1号資料①	=第2号資料①	=第3号資料①	≠第4号資料①
第1号資料②	=第2号資料②		
第1号資料③	=第2号資料③		
第1号資料④	=第2号資料④		=第4号資料②
		第3号資料②	=第4号資料③
		第3号資料③	

第5 監査の実施

1 暫定的停止勧告について

令和5年4月20日に受け付けた第1号請求書によると、桜の街路樹計9本のうち7本が同月24日から伐採予定のことであり、当該伐採工事（以下「本件伐採工事」という。）の暫定的停止勧告を求めていた。地方自治法第242条第4項の規定によると、①当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があること、②当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があること、③当該行為を停止することによって人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないこと、の3つの要件を全て満たした場合に勧告することができることとされている。本件伐採工事を担当するみどりまちづくり部道路整備室に伐採予定日を確認した

上で合議したところ、本件伐採工事が違法であると思料するに足りる相当な理由があるとまでは言えないので、暫定的停止勧告を行わないこととした。同月 21 日に受け付けた第 2 号請求の場合も同様である。同月 24 日に受け付けた第 3 号請求の場合は、第 3 号資料③のとおり既に本件伐採工事が行われた後で提出されたものであり、また、同月 26 日に受け付けた第 4 号請求の場合は、第 4 号請求書が郵送により本件伐採工事が行われた後で届いたものであり、いずれも暫定的停止勧告を求める利益を欠くことになる。

2 市長からの意見書の提出及び関係職員からの意見陳述の聴取

市長に対し、第 1 号請求書から第 4 号請求書までの 4 通（以下「本件住民監査請求書」と総称する。）を送付し、第 1 号請求から第 4 号請求までの 4 件（以下「本件住民監査請求」と総称する。）に対する意見書（証拠等関係書類を含む。）の提出を求め、関係職員の意見陳述の聴取を行うことを通知したところ、令和 5 年 5 月 11 日付け「住民監査請求の意見書の提出について（回答）」をもって箕面市みどりまちづくり部道路整備室作成の「住民監査請求に係る意見書」（以下「市意見書」という。）及び資料が提出され、同月 22 日に関係職員の意見陳述の聴取を行った。地方自治法第 242 条第 8 項の規定に基づく立ち会いについては、当該意見陳述の聴取に当たり、あらかじめ第 1 号請求人、第 2 号請求人、第 3 号請求人及び請求人の 4 名（以下「本件請求人 4 名」と総称する。）に対して立ち会いすることができる旨を伝えたところ、第 3 号請求人及び請求人が希望したので、これを認めた。

3 市意見書の内容

（本件住民監査請求の要旨については、重複するので省いた。また、市意見書に添付された資料は「市意見書資料」とし、提出時に市長が付番したものと同様の番号を付した。）

（1）「市道箕面今宮線道路安全対策事業」について

市道箕面今宮線は、市の東西を繋ぐ道路としてかつては大阪府が管理しており、地元自治会などの要望を受けて、昭和 35 年 9 月から路線バスの運行が開始された。府道箕面池田線（山麓線）が開通した後、昭和 57 年に大阪府から市に移管され、現在は市が管理する道路となっている。

現在においても、市道箕面今宮線の阪急箕面駅から国道 423 号までの区間は箕面市域の重要な東西軸であり、交通量が多く路線バスを運行している路線であることから、建物の建て替えの際に用地を協力してもらいながら歩道整備を進めてきたところであり、令和 3 年度には、箕面 2 丁目交差点付近から国道 423 号までの約 1.6 km 区間ににおいて、両側に歩道を整備する「全体整備計画」を策定し

ている。

計画の内容については、自動車も歩行者も安全に通行できるよう、車道幅を6.0m確保して路線バスも含めた車両の安全なすれ違いを可能にし、その両側に車椅子利用者や歩行者が安全に通行できるよう、1.5m以上の歩道整備を実施するものとしている。

また、北小学校南側約230mの水路区間においては、水路を暗渠化することで、用地買収を伴わずに歩道整備が可能であることから、南側歩道部分をセミフラット式の歩道に整備し、北側の歩道を現在の歩道幅員のままセミフラット式の歩道に改良する工事を、令和4年度から令和5年度の2箇年で実現する計画としている。

令和4年度予算では「箕面北小学校前交差点」から「箕面北小学校東交差点」までの約100mを整備する計画としており、残り約130m区間を令和5年度予算で整備する予定としている。

(2) 令和4年度工事について

令和4年度の工事については、令和4年12月28日に株式会社大金建設と建設工事請負契約書を締結し、工事を進めている。当該請負契約内容は次のとおりである。

工事名：市道箕面今宮線道路安全対策工事No.1

契約締結日：令和4年12月28日

工期：令和4年12月28日～令和5年10月31日

（令和5年3月29日付け工期変更する旨の変更契約を締結）

請負代金額：金49,863,000円

市意見書資料1：上記工事に係る次の3点の契約等関係書類

- ・令和4年12月28日締結の「建設工事請負契約書」の抜粋
- ・「支出負担行為決定書（契約決定）」
- ・令和5年3月29日締結の「工事請負変更契約書」

(3) 街路樹の伐採について

市は、大木化して歩行者の通行や車両のすれ違いに支障をきたす街路樹や、老木化して倒木や折れ枝の恐れがある街路樹については、交通安全上において伐採・撤去が必要と考えている。

市道箕面今宮線の街路樹の桜については、市道の南側は車道内に街路樹が植栽されているため、バスや車のすれ違いに支障をきたしており、街路樹に車両が接触する事故も起こっている。また、市道の北側歩道は幅員が約1.9mしかなく、

街路樹が植栽されている箇所での歩行者のすれ違いが難しい状況となっている。

伐採、撤去にあたっては、公共用地内で市が所有・管理する樹木であっても、樹木の前の家屋の方には、これまで長期にわたり、落ち葉の清掃など管理面でご協力いただいていることが多く、守り育ててきた経過があることから、樹木の前の家屋の方の意向を確認したうえで、残して欲しいという意向があればその意向に沿って対応してきた。

さらに、令和5年3月に桜の木の伐採案内を現地に掲示して沿道住民はもちろんのこと広く通行する市民にも周知を図った。

市意見書資料2－1：令和4年12月7日付け箕面市みどりまちづくり部道路整備室長から令和4年度施工区間の沿道住民宛ての「箕面今宮線道路安全対策（歩道整備）事業について（お知らせ）」

市意見書資料2－2：広報紙もみじだより令和4年8月号の2ページ及び3ページ「市道箕面今宮線の道路安全対策（歩道整備）事業について」

市意見書資料2－3：広報紙もみじだより令和4年11月号の8ページ「市道箕面今宮線の道路安全対策事業『道路の安全対策について』」

市意見書資料2－4：広報紙もみじだより令和5年2月号の8ページ「市道箕面今宮線の道路安全対策事業『水路の歩道整備について』」

(4) 街路樹の伐採に伴う住宅地の環境と固定資産税評価について

固定資産税評価は、国が定めている「固定資産評価基準」に基づき、「道路の幅員」「駅からの距離」「土地の形状」等、様々な要素をもとに算定している。

その「固定資産評価基準」において、「街路樹」の有無に関する事項（補正等）は存在していないことから、単に道路上の街路樹が無くなることで、固定資産税評価額が下がるとは言えない。

また、固定資産税評価と同様に、道路上の街路樹が無くなることで、土地評価が下がるとは言えない。

(5) 本件住民監査請求に対する意見

ア 桜の街路樹を伐採する明確で合理的な理由がないとの主張について

市道箕面今宮線は12時間あたり約4,600台の交通量があり、路線バスが1日に158便4,000名以上が利用する箕面市域の重要な東西軸であるにもかかわらず、歩道の未整備区間が多く、歩行者はもとより車両通行も含めて安全性に課題がある道路であることから、市は同路線の車道を6mにして、その両側に1.5m以上の歩道を整備する計画としている。

市は、全路線で歩道を整備するにあたり、歩行者の通行や車両のすれ違い等、

交通安全上の支障をきたす街路樹については、伐採・撤去が必要と考えており、当該市道の街路樹（桜）においても、大木化して歩行空間の狭さくやバスと乗用車が離合する際に支障をきたしていることから、交通安全上、伐採・撤去が必要と考えている。

しかし、樹木の前の家屋をはじめとする沿道住民の方々には、これまで長期にわたり、落ち葉の清掃など管理面でご協力いただいていることが多く、良好な景観も含めて守り育ててきた経過があることから、現時点では樹木の前の家屋の方の意向を確認したうえで、残して欲しいという意向があればその意向に沿って桜を残す考えとしている。

意向確認の結果、令和4年度予算で実施する箇所については、対象となる桜9本の内7本を伐採している。

以上のことから、市が桜の街路樹を伐採するにあたっては、明確で合理的な理由をもって十分に対応していると判断できることから、本件請求人4名の主張は失当である。

イ 本件伐採工事の中止を求め、不当な公金支出の中止を求める主張について
アでも述べたとおり、市は合理的な理由のもと本件伐採工事を行っており、その対価を公金として請負業者に支出することは、何の問題も無く、本件請求人4名の主張は失当である。

4 関係職員からの意見陳述の聴取内容

令和5年5月22日に関係職員から聴取した内容のうち、市意見書の内容との重複を除くと、次のとおりである。なお、聴取に先立ち、市長に対して令和4年度施工区間及び令和5年度施工区間における桜の街路樹の位置等を表示した位置図の提出を求めたところ、聴取の際に提出があった（市意見書追加資料①：位置図）。

(1) 老木化して倒木の恐れのある街路樹（桜）について

令和4年10月頃に市から樹木医に委託して工事区間の桜の街路樹の状態を調査したところ、「老木化、大木化はしているものの、危険な街路樹ではなく、伐採する必要はないのではないか」というような診断結果になっている。

(2) 伐採せず残した2本の桜の安全面について

本来であれば残り2本も伐採して、通行上安全にしていく必要があるとは考えているものの、残していくという意向を確認して、具体的にこうするという対策はないが、例えば、枝が伸びて車両に当たる場合は適宜剪定していくとか、樹木の周りを何かでちょっと分かるような対策をするかとか、そういう対策は市とし

ても考えていく必要あると考えている。やはり、事故によって怪我されるかたがいるので、市が管理する以上、必要な対策はしていく必要があると考えている。

5 本件請求人4名からの証拠資料及び見解の提出

本件請求人4名に対し、本件住民監査請求書に記載された内容に応じ、次の事項に係る証拠資料及び見解を求めたところ、次の(1)から(4)までに掲げるとおり提出があった。

- ・[本件請求人4名に対して] 桜の木の伐採により土地の評価が下がること
- ・[第3号請求人に対して] 公共物としての役割を廃止する手続を踏んでいないこと及び伐採が手続規定に違反していること

- (1) 第1号請求人から令和5年5月19日に提出されたものは、次のとおりである。
なお、市の求めに応じて提出されたものは「第1号追加資料」とし、第1号請求人の追加説明のためのものは「第1号追加説明資料」とし、原則として提出時に第1号請求人が付番したものと同様の番号を付した。
- ア 第1号追加資料①：日本造園学会 ランドスケープ研究 2012年75巻5号 研究発表論文「線形緑地の存在が住宅地の地価に与える影響」
 - イ 第1号追加資料②：箕面市路線価の変遷（2016年から2022年までの桜通り（3-18）と桜並木通り（4-16）の比較）及び路線価図（平成28年、令和3年及び令和4年のNo.42343の図面）
 - ウ 第1号追加資料③：国土交通省 「平成20年度不動産投資市場における環境対策に関する情報収集等調査報告書 平成21年3月」の抜粋
 - エ 第1号追加資料④：国土交通省 「参考資料8 広範な環境価値評価の事例」
 - オ 第1号追加資料⑤：国土交通省 環境価値を重視した不動産市場のあり方研究会「環境価値を重視した不動産市場形成のあり方について とりまとめ概要版 平成22年3月」の抜粋
 - カ 第1号追加資料⑥：UR 調査研究期報 No.142 2006 「緑景観の評価に関する研究～緑景観が不動産取引に及ぼす効果に関する考察～」
 - キ 第1号追加説明資料①：街路樹撤去処分工が記載された「数量総括表」
 - ク 第1号追加説明資料②：箕面市役所道路整備室による桜の街路樹伐採通知とそれが巻かれた桜などの写真
 - ケ 第1号追加説明資料③：伐採の不当性説明資料
 - ・工事区間の車道、歩道、路肩、路側帯の説明資料
 - ・路肩と路側帯について道路構造令と道路交通法の対比
 - コ 第1号追加説明資料④：箕面市街路樹管理要領のうち第1章の抜粋
 - サ 第1号追加説明資料⑤：箕面市社会資本総合整備計画②に関する書類

- (2) 第2号請求人から令和5年5月22日に提出されたものは、次のとおりである。なお、市の求めに応じて提出されたものは「第2号追加資料」とし、伐採の不当性の根拠証拠としての説明資料で添付されたものは「第2号追加説明資料」とし、原則として提出時に第2号請求人が付番したものと同様の番号を付した。
- ア 第2号追加資料①：日本造園学会 ランドスケープ研究 2012年75巻5号 研究発表論文「線形緑地の存在が住宅地の地価に与える影響」
- イ 第2号追加資料②－1：箕面市路線価の変遷（2016年から2022年までの桜通り（箕面3丁目18）と桜並木通り（箕面4丁目16）の比較）及び路線価図（平成28年から令和4年までのNo.42343の図面）
- ウ 第2号追加資料②－2：総務省 「固定資産評価基準」
- エ 第2号追加資料②－3：国土交通省 「不動産鑑定評価基準」
- オ 第2号追加資料③：国土交通省 「平成20年度不動産投資市場における環境対策に関する情報収集等調査報告書 平成21年3月」
- カ 第2号追加資料④：国土交通省 「参考資料8 広範な環境価値評価の事例」
- キ 第2号追加資料⑤：国土交通省 環境価値を重視した不動産市場のあり方研究会「環境価値を重視した不動産市場形成のあり方について とりまとめ概要版 平成22年3月」の抜粋
- ク 第2号追加資料⑥：UR 調査研究期報No.142 2006「緑景観の評価に関する研究～緑景観が不動産取引に及ぼす効果に関する考察～」
- ケ 第2号追加資料⑦：箕面市 「建設行為にかかる緑化の運用基準」
- コ 第2号追加説明資料①：令和4年12月28日締結の「市道箕面今宮線道路安全対策工事No.1」に係る「建設工事請負契約書」の抜粋
- ク 第2号追加説明資料②：伐採された木の写真（伐採前の桜開花時）
- ケ 第2号追加説明資料③：路肩と路側帯について道路構造令と道路交通法の対比
- コ 第2号追加説明資料④：「箕面市街路樹管理要領」

第2号請求人からは、上記と併せて追加主張も提出された。その内容は今回の監査の手続に関する次の2点である。

- ①監査請求についての運用指針等が定められてないことの違法
- ・運用指針を欠いたアドホックな運用
 - ・行政手続法の趣旨及び住民監査請求の趣旨を逸脱する手続の違法
- ②手続保障を欠くことの違法
- ・理由不備の違法
 - ・行政庁側意見開示の手続の不当性

・救済方法の欠如

- (3) 第3号請求人から令和5年5月22日に提出されたものは、次のとおりである。なお、市の求めに応じて提出されたものは「第3号追加資料」とし、原則として提出時に第3号請求人が付番したものと同様の番号を付した。
- ア 第3号追加資料①：日本造園学会 ランドスケープ研究 2012年75巻5号 研究発表論文「線形緑地の存在が住宅地の地価に与える影響」
- イ 第3号追加資料②：大阪府ホームページより「街路樹の紹介」（街路樹の役割）
- ウ 第3号追加資料③：大阪府建築士事務所協会「景観形成ガイドライン」
- (4) 請求人から令和5年5月22日に提出されたものは、次のとおりである。なお、市の求めに応じて提出されたものは「第4号追加資料」とし、当方で付番した。
- ア 第4号追加資料①：大阪府ホームページより「街路樹の役割」「街路樹の現状」
- イ 第4号追加資料②：街路樹撤去処分工が記載された「数量総括表」
- ウ 第4号追加資料③：国土交通省 「道路緑化の概要」
- エ 第4号追加資料④：社会資本整備総合交付金 提出留意事項の抜粋
- オ 第4号追加資料⑤：ニッセイ基礎研究所 不動産投資レポート「視界に入る『みどり』が住宅賃料に及ぼす影響」
- カ 第4号追加資料⑥：日本造園学会 ランドスケープ研究 2012年75巻5号 研究発表論文「線形緑地の存在が住宅地の地価に与える影響」
- キ 第4号追加資料⑦：日本造園学会 ランドスケープ研究 2000年64巻5号 研究発表論文「沿道土地利用の違いからみた街路樹の修景効果の解明」
- ク 第4号追加資料⑧：箕面市路線価の変遷（2016年から2022年までの桜通り（3-18）と桜並木通り（4-16）の比較）及び路線価図（平成28年、令和3年及び令和4年のNo.42343の図面）
- ケ 第4号追加資料⑨：大阪府建築士事務所協会「景観形成ガイドライン」抜粋
- コ 第4号追加資料⑩：国土交通省「景観形成ガイドライン」抜粋
- サ 第4号追加資料⑪：箕面市 行政評価調書（No.00034165 箕面今宮線道路安全対策事業）
- シ 第4号追加資料⑫：関連決裁一部抜粋
- ・みどりまちづくり部道路整備室の報告書「市道箕面今宮線道路安全対策事業整備の内、沿道者への事業説明」（戸別訪問説明結果の賛否状況）
 - ・桜箇所図
 - ・箕面市みどりまちづくり部道路整備室長から令和4年度施工区間の沿道住

民宛ての「箕面今宮線道路安全対策（歩道整備）事業について（お知らせ）」

- ・市道箕面今宮線道路安全対策工事No.1に係る「工事・修繕・委託・物品の施行（伺）」
 - ・市道箕面今宮線道路安全対策工事No.1に係る「支出負担行為伺書」
 - ・箕面今宮線安全対策工事 施工単価一覧表
 - ・構造物取壊し工数量集計表
 - ・撤去工数量集計表
- ス 第4号追加資料⑬：近隣市の街路樹に関する参考
- ・池田市
 - ・吹田市
 - ・豊中市
 - ・摂津市
- セ 第4号追加資料⑭：参考語彙説明

6 市長からの追加資料の提出

令和5年5月22日の関係職員からの聴取をふまえ、関係する資料の提出を求めたところ、同月29日に次に掲げる資料の提出があった。なお、提出された資料は「市追加資料」とし、提出時に市長が付番したものと同様の番号を付した。

- (1) 市追加資料1：固定資産税評価基準に関する資料（内訳は次の2点）
 - ・市追加資料1-1：総務省固定資産評価基準
 - ・市追加資料1-2：箕面市固定資産評価取扱要領（土地）
- (2) 市追加資料2：交通量に関する資料（箕面市ホームページより「都市計画道路等の変更（素案）について」のうちP.14「(2) 将来交通量及び混雑度について」の抜粋）
- (3) 市追加資料3：街路樹との接触事故に関する資料（平成30年度から令和5年5月末までの期間の事故として、①平成30年7月23日、②令和4年3月17日、③令和5年5月12日に発生した車両と街路樹の衝突・接触事故3件）
- (4) 市追加資料4：存置される2本の街路樹について交通安全面に対する市の考え方（下記）

存置される2本の街路樹の箇所の車道幅員は現状と変わりませんが、歩行者や車両のすれ違いの際に支障をきたしているため、適宜、枝の剪定を行うとともに、幹に注意シートの設置等により運転者への注意喚起を促し、円滑な交通と安全が確保できる対策を検討する。

※「注意シート」とは、幹に巻き付ける約1m四方の黄色い幕のこと。

- (5) 市追加資料5：危険箇所・問題箇所点検活動に関する資料（令和2年度から令

和4年度までの期間)

7 本件請求人4名からの意見陳述の聴取

本件請求人4名に対しては、地方自治法第242条第7項の規定に基づき意見陳述の機会を設けることとし、同趣旨の住民監査請求であるため、まとめて聴取することとした。令和5年5月25日に第1号請求人及び第3号請求人から、同月31日に第2号請求人と請求人から、それぞれ意見陳述が行われ、それらを聴取した。地方自治法第242条第8項の規定に基づく立ち会いについては、当該意見陳述の聴取に当たり、あらかじめみどりまちづくり部道路整備室に対して立ち会いすることができる旨を伝えたところ、立ち会わない旨の連絡があったので、これを認めた。

8 本件請求人4名からの意見陳述の聴取内容

令和5年5月25日及び31日に本件請求人4名から聴取した内容は、次のとおりである。なお、聴取日までに第3号請求人と請求人から資料の追加提出があったので、それぞれ「第3号聴取日前追加資料」「第4号聴取日前追加資料」とし、また、聴取の際に第2号請求人と請求人から資料の追加提出があったので、それぞれ「第2号陳述追加資料」「第4号陳述追加資料」として当方で付番し、これらを聴取内容の末尾に示すこととする。

(1) 第1号請求人から

主に、第1号請求人と箕面市の関係、桜通りの桜の歴史的な景観価値、桜伐採が不当・違法であることの理由の3点について陳述した。このうち3点目の不当・違法理由は次のとおりである。なお、監査委員からの質問に対する答えも含んでいる。

- ・樹木医に確認した結果、老木あるいは危険木ということを理由に伐採する理由は無い。
- ・北側歩道の桜の木について、歩行者の通行に支障があると市は主張するが、歩道の幅は1.9mあり、街路樹は最大で30cmくらいなので、残りの幅は1.5m前後あり、箕面今宮線全線拡幅計画における歩道整備が1.5mなので、通行の障害にはならず、市の主張は矛盾する。
- ・枝が通行の障害になるので伐採ではなく枝を剪定する必要はあるところ、2021年に第1号請求人の求めに応じて家の前の木と他2, 3本だけ剪定したが、それ以外は一切何も剪定せず21年間放置しており、市の街路樹管理要領に従った管理を市は行っておらず、市の不作為だと考える。
- ・南側の桜の木について、車両の通行上障害があると市は主張するが、道路の構造上、歩道のない側には路側帯を設けなければならず、道路交通法上、路側帯は歩行者の通行に供するもので、車両は通行してはならないとされており、桜

伐採の理由に当たらない。

- ・桜の木が車両と接触して事故が起こっていると市は主張するが、事故の内容を述べていないので、説得力もなく理由にもならないと考える。第1号請求人が大阪府警の事故状況を調べ、ホームページ掲載の事故発生マップに書き込んだ資料（第1号最終資料④-8）によると、事故発生のほとんどが如意谷・坊島地区、箕面地区は3件だけで、うち2件は桜と関係のない事故、残り1件は車が高速で桜の木と電柱にぶつかって横転した事故であり、桜の木があったから事故が起きたものではなく、市の主張は事実と異なる。
- ・したがって、北側歩道の桜を伐採する理由は全く無く、本件伐採工事は市の街路樹管理要領に違反する不法な行為であり、それに対する支出も不正な支出だと考える。
- ・南側の桜の木の伐採についても同様であるが、バスの通行の安全確保のため道路拡幅するので伐採するというならそれなりの理由はつく。しかし、桜を2本残していることで道路拡幅のためではないことになり、理由のない不当な伐採だということになる。
- ・道路構造令によると、歩道の幅は最低2mで、路肩を設け幅は最低50cmとされており、特殊な事情があれば路肩を縮小あるいは無くすることは可能とされているが、そのような特殊な事情は何もない。車道の効用を保つために支障がないということが検証されていない。特に北側の住宅地と南側の住宅地の敷地境界間、すなわち道路幅が全体で8mくらいしかないので、路肩を確保する必要があるにもかかわらず路肩がないのは完全に違法な状況である。道路拡幅の計画は違法な拡幅である。
- ・国の社会資本整備交付金を市が申請する前提として、沿道住民あるいは市民が喜んでこの事業を進めていることとしているが、実際は、この沿道住民の9割の人は計画に反対している。市は虚偽の申請で約5千万円の交付金を受理しており、不法なことをやっている。
- ・本件伐採工事は、全体的に不当な、なおかつ不正な申請、不正な道路拡幅計画、拡幅工事をやっているので、この全部の工事を停止していただきたい。
- ・北急延伸に伴う東西交通の増加を予想して、市は、東西交通の整備を図るために都市計画道路を見直し、箕面池田線と萱野東西線を結ぶ計画案がベストだとして、都市計画審議会で審議されてパブリックコメントも募集していたが、そのときに住民の方たちが反対したので、都市計画審議会で継続審議となっていたところ、今の市長が理由もなく都市計画道路案を取り下げ、その代替として箕面今宮線を指定した。箕面今宮線はもともと狭い道路なので、バス150本、車両通行量1万台も通るような道路にできるはずがない。全体の拡幅計画は、歩道の幅が狭く、路肩の無い、違法な計画であり、加えて、坊島あたりは現状で

車道幅が5メートルそこそこしかないので、用地買収が必要となる。完成予想年度も何も指定されておらず、建て替え時などの際に土地の提供を拡張していく、そういう何ら計画性のない、不当な計画をもってやっている。その一環として、道路安全対策工事をやろうとしており、今回の全体計画そのものも、不当で不正な工事になっている。

- ・本件の道路安全対策工事についても、全体の拡幅工事についても、影響を受ける地域の人と話をしてお互い納得できる形でやっていくのが通常のやり方であり、市民参加条例・理念条例の中にも道路などの計画は、計画段階から市民と協働していくようにという努力目標・努力義務が課せられているところ、事前に何の話もなく決め、令和4年と5年に一度説明会があり、そこで異議や質問が出されたが何ら回答もない。歩道も蓋掛け方式から管理設方式に変えたが、沿道200名の方たちの説明要望にもかかわらず市はチラシのみで一切説明しない。これらは、協働の努力義務、努力を一切していないということで、条例に完全に違反しており、違法なプロセスをしている。
- ・箕面今宮線に路線バスを通しているが、車両運送法の車両制限令によると最低5.5m必要なところ、現在は4.9mしかない。昭和35年から続いているにもかかわらず、道路管理者の市は何も対策をとっていない。どういう条件で認可されたのか不明である。変更申請も出ていない。市は、道路管理者としてバスの運行状況に関して何らかの対策をとるべきである。代替案としては、山麓線へのルート替え、小型バス化、バスの一方循環などがある。代替案を検討して、沿道市民と話をして納得した上でやっていくのが筋である。
- ・桜伐採による土地の価値の上がる下がるについて、路線価のデータを出しているが、その元になる公示地価、基準地価を調べてみたところ、桜通り沿いの基準地価はほとんど上がっておらず、箕面の中の方の公示地価は非常に上がっている。2020年あたりから桜通りの桜の木が伐採されてきたことなどにより緑が減ってきてることで桜通り沿いだけは住宅価格が上がらないということになっている。桜の木を伐採あるいは無くしていけば、住宅価値は確実に下がり、それが路線価に反映し、固定資産税評価に反映してくると思われる。
- ・公共物としての役割を廃止する手続を定めた具体的な規定については、入手できなかった。あるのであれば市はそれを提示すべきだし、無いのであれば市の不作為になり、不正である。
- ・南側の桜の木の伐採について、道路拡幅を名目とした伐採の場合、矛盾点がある。6mに拡幅したところでなお車道として使えない部分があるので6m幅はないということになり、道路法に決められた基準に従わない違法な道路を作ることになるので、不正な公金の支出になる。

(2) 第2号請求人から

次のとおり、主に、土地の価格への影響と手続的な意見の2点について陳述した。なお、監査委員からの質問に対する答えも含んでいる。

- ・街路樹等の線形緑地が住宅地の地価に影響を与える（上昇させる）ことについては、ヘドニック・アプローチという方法で数値化することが可能。
- ・桜通りとさくら並木通りの路線価（国税庁）の変遷について、令和2年頃から動きが出て差が10に広がっており、令和2年にはさくら並木の地区の道路計画の見直しが発表されて、桜の木が残存決定されている。令和4年に桜通りの桜の伐採があった時点では差が15に開いている。さらに言うと、桜通りに関しては、令和4年で路線価が下がっている。
- ・市は、具体的に街路樹自体の基準がないから土地の評価が下がるとは言えないと主張しているが、固定資産評価基準によると、路線価もこういう要素のひとつになっている。直ちに伐採によって土地評価が下がるとはいえないということだが、路線価が考慮されているということがあるので、そこからすると関連性はあるのではないかということを主張する。
- ・国交省の不動産研究会の報告書によると、街路樹などの緑地帯は、土地の価格に全く影響を与えないものではなくて、影響を与えるという結果が出ている。また、土地価格に対しては、具体的にパーセンテージで示すことが可能なくらい影響を及ぼしているということが研究結果としてわかっている。
- ・国交省の研究会「環境価値を重視した不動産市場のあり方について」によると、街路樹などの緑地が、具体的に不動産価格に影響を及ぼすことが評価として現れている。市場においてどのように評価されているかの根拠になると考える。
- ・URにおいても、街路樹などの緑の景観が不動産取引にどのように影響を及ぼすのかが表されている。
- ・箕面市が出している「緑化の運用基準」には、「前面道路に見える位置で緑を植えた場合には、それを緩和します」という基準がある。本来、今まで街路樹が担ってきた景観の役割を民営の住宅などの建物に代替してもらう方針をとったのではないかと思われ、なぜそのような方針をとったかというと、おそらく、緑が不動産に影響を与えるということを自覚しているので、街路樹を切ってしまった代替案として、このような運用基準を、今年の4月からという時点で出したのではないかと思う。
- ・以上のとおり、街路樹を伐採することによって不動産の評価に影響を与えると考える。
- ・監査においては、あらかじめ運用の指針を決め、公開しておいた方がよい。
- ・暫定的停止勧告が認められなかった理由が電話で確認したときにはわからなかつたので開示してほしい。

- ・手続保障を欠くことの違法について、監査の手続の違法自体というのは、今後もし住民訴訟を提起したとしても主張する場所はないので、今後に備えて監査委員で検討をお願いしたい。
- ・市から反論のあった1点目と3点目の事故について、1点目の事故原因は、速度超過と適切に剪定していなかったことが事故の発生状況から言えるのではないかと思う。3点目の事故原因は、路側帯の通行区分走行違反であり、そもそも車道を走っていなかったということになると思う。いずれも街路樹が原因で起きた事故ではない。

第2号陳述追加資料：2016年から2023年までの桜並木通り（4-971）と桜通り（5-844）の価格比較

(3) 第3号請求人から

第1号請求人の陳述内容との重複をできるだけ避けて、次の内容を陳述した。なお、監査委員からの質問に対する答えも含んでいる。

- ・市が主張した桜の木が原因になった事故について、車両横転の事故は桜の木があつたからこそ電柱への直接衝突が避けられ、桜と時刻表のポールが全部クッシュンになって、運転者は無傷、打撲程度で済んでいる。
- ・管理設に変更したことについて、溢水を危惧するので、データを示して説明をしてほしい。
- ・本件伐採工事による地価への影響を調査したうえで市民に話を持ってきてほしい。
- ・車両横転事故のあとで桜の植え替えを担当職員に要望したところ、植え替える旨の回答であったが、後にそれを反故にされ、また、意見を出している間は工事を進めない旨の発言もあったが、工事はどんどん進んでいくので、不信感がある。
- ・暗渠化で歩道になるのは安全のためと言われたら仕方がないとは思うが、桜を残したまちづくりはできると思う。桜があるから通りにくい、でも桜があるからみんなゆっくり走る、そのことで桜は役割を担ってくれている、市民の安全を守ってくれてたと思っている。
- ・本件伐採工事後、夜でもすごいスピードで車が走り抜けるようになった。道路が拡幅されたら、トレーラーなどの大型車が今まで以上に入ってくるようになると思う。住んでいる人は、あまり車が通ってほしくないと思っている。
- ・心ある市政をしてもらえるのであれば、もう少し住民に寄り添った考え方をしていただけたらと思う。
- ・市長に対して手紙で訴えていることは、どこまで情報共有されているのか、返

事が一切無く、返事を待たせている間も工事は進んでいく。そこも含めて調査していただけたらありがたい。

- ・公共物としての役割を廃止する手続を定めた具体的な規定については、探しても見つからない。
- ・箕面には、「みどりまちづくり条例」というのがあり、家を建てる際に緑化割合や植樹を散々言われるが、本件伐採工事により市が緑を減らし伐採することについて署名先の皆さん「おかしい」などと言われている。土地の評価が下がることにもつながっていくのではないかという声もあがっている。

第3号聴取日前追加資料①：写真13枚（2022年3月17日に桜通りで起こった車両横転事故の状況）

第3号聴取日前追加資料②：動画（2022年3月17日に桜通りで起こった車両横転事故の影響で阪急バスが迂回ルートの山麓線を走っている映像）

（4）請求人から

主に、本件伐採工事が不当な支出であることの理由、桜の木の伐採により土地の価値が下がること、安全対策の3点につき、次のとおり意見を陳述した。

I. 本件伐採工事が不当な支出であることの理由

- ・私が請求をした理由は、市道箕面今宮線の道路安全対策事業、令和4年の交通安全施設整備事業予算にて桜の街路樹計9本中7本を4月24日に伐採したことが不当な支出であるのではないかと思ったからである。
- ・理由として、令和3年10月に、箕面市の依頼で樹木医の診断の結果として、「枯れ枝等があり剪定は必要なものの、すぐに倒木する恐れのある危険木はない。危険木を理由に伐採は行わなくていい」といただいていることから、今工事にかかる作業は、必要がないものであり、伐採に要する費用は税金の無駄遣いであり、不当な支出であると考えたためである。
- ・社会資本整備交付金は、「地域が抱える政策課題を自ら抽出し、定量な指標による目標を設定した、概ね3年から5年の計画を設計し、計画内の事業等は国費を充当できる」という概要と、留意点として、「①目標の妥当性」、「②整備効果・効率性」、「③整備計画の実現可能性について」検証するように定められており、目標の妥当性においては、「地域への課題・目標の適合性」、効果として、「定量的指標の明瞭性・事業の効果」、3つ目として整備計画の実現可能性において、「円滑な事業執行の環境」とあり、「住民合意形成等を踏まえた事業実施の確実性」という記載がある。現時点において事業実施のプロセスでは住民合意形成がとれておらず、不当な税金の支出である。
- ・当該区間は春に桜のトンネルとなり、市民からは「桜通り」と呼ばれ、毎年、

桜の開花を楽しめる場所であり、箕面らしい景観のひとつでもある。

- ・今回の事業の、歩行者の安全性に課題があるのであれば、道路法にも記載のある街路樹の効果を高める必要があり、伐採とは相反するものであり、令和5年4月24日に実施された伐採は不当支出である。
- ・公共の財産である街路樹は、住民の一般的共同利用に供することを本来の目的とする市民全体の財産であり、目の前の住民に判断権を委ねるのは本来の公共物の取扱いと異なるため、今回の工事での判断は、公共物の誤った判断での破壊と捉えられると考える。
- ・まずははじめに、公共物とは、一般の国民や住民の利用に供用されるものをいう。そこで公共物についての観点で3点意見を述べる。

① 街路樹の伐採に関する規定がないことの違法性

- ・街路樹は、一般的に公共物である。街路樹は、市や自治体が所有し、維持管理される公共の資産である。市役所や関連部署が、街路樹の配置、種類の選定、植樹、剪定行為、保守などを行っている。公共物としての街路樹は、市民や地域の利益を追求するために存在する。それは公共の空間を美化し、環境に対する利益を提供するだけでなく、交通安全や健康、快適性の向上にも寄与すると考える。街路樹の管理には、樹木の健康チェック、枝の剪定、病気や害虫の予防、災害や風雨からの保護などが含まれる。市役所の役割は、公共の利益を最大化するために適切な管理プログラムを実施し、街路樹の価値と機能を維持することである。
- ・このように、街路樹にはたくさんの効果があり、多数の資料にも出させていただいた。大きく述べると、景観の形成、交通安全の機能増進がいえる。昔から植えられたイチョウやプラタナスなどは急速な生長をする樹種で、こまめな手入れが必要である。これは、行政が雇用の創出にもつながるという時代背景もあったと考えられる。現在の国交省の考え方を言うと、現在は、維持管理費の削減に伴い、剪定回数を減らす目的で強剪定を行うことが増えているが、強剪定を行うと緑陰の確保ができなくなり、環境影響、ヒートアイランド現象や腐朽菌の侵入を起こしたりする。根上がりなどを起こし、倒木しやすい状況にも影響する、ということが書かれており、今後のまちづくりには、樹木を傷めず維持し続けるという観点が必要ということが記載されていた。
- ・街路樹には様々な効果があり、景観にも大きな影響を与える。街路樹の主な効果と景観への影響をいくつか紹介する。
 - 1つ目「環境への効果」 酸素の供給、CO₂の吸収、温度調節。
 - 2つ目「心理的・社会的効果」 リラックス効果、コミュニティ強化。
 - 3つ目「景観への影響」 美しさと視覚的快適性を上げ、視覚的指標をつく

る。また、地域のアイデンティティを形成する役割を果たす。

それらの要素により、都市環境において重要な役割を果たし、人々の生活の質を向上させる一環となっている。

- ・市役所が街路樹を伐採する場合、一般的には3つの理由が考慮され、伐採される場合がある。

1つ目「安全性の問題」　樹木が衰弱して、枝が腐っている、根が弱っているなどの理由により、樹木が倒れたり枝が落下したりする場合、伐採が検討される。

2つ目「インフラへの影響」　樹木の成長によって、下水道やパイプラインなどインフラに損害を与える場合、伐採が必要となる。

3つ目「病気や害虫の飛散」　病気や害虫に感染した樹木が周囲の樹木に影響を及ぼす可能性がある場合、伐採が行われる。

- ・一般的に市役所は、街路樹の価値を認識しており、伐採を避けるために努力をする。適切なメンテナンスや病気の予防、補植などの手段を探りながら、街路樹の保護と維持を目指すことが多い。市役所は地域の利益や安全性を考慮しながら、街路樹の管理と伐採の判断を行う役割を果たしている。管理者はこうあるべきだと私は考える。
- ・こんな社会情勢も踏まえつつ、箕面での事例を紹介する。令和4年1月23日、北小のタウンミーティングにて、路線は違うが、中央線の街路樹について、市民の質問で道路整備室の回答を紹介する。

「市道上の街路樹の剪定については、『箕面市街路樹管理要領』の『剪定の優位順位』に基づいて、対応を行っています。現在、市では年2回剪定を行っている路線はありません。中央線においては、まちなかの緑としての街路樹の大切さは十分認識しつつも、限られた幅員内の歩行者、自転車、車両の安全な交通確保を目的とした整備であることから、やむなく街路樹を伐採しました。」

という答弁であった。こちらの整備費にも社会资本整備総合交付金が適用されていた。問題点として、管理要領には、基本方針として、「交通機能の確保」「樹種の特徴を把握」「統一美」ということが書かれているが、「年に2回維持管理をしなくてもいい」とは書いていないし、まちの緑の大切さを市民や業者に規制している市役所が、このような対応でいいのかというところに疑問を持った。また市民の合意形成は、この中央線においてもなされておらず、こちらも不当な公金が使われたのではないかと私は感じた。

- ・ここで、箕面市都市景観条例を紹介する。

第4条　市は、都市景観の形成に関する基本的な計画を推進し、総合的かつ長期的な施策を実施しなければならない。

2 市は、法その他の都市景観の形成に関する法令による制度を積極的に活用し、都市景観の形成に関する施策の実効性を高めるように努めなければならない。

3 市は、都市景観の形成に関する施策の推進に当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めなければならない。

4 市は、道路、公園その他の公共施設の整備を行う場合は、都市景観の形成に先導的役割を果たすよう努めなければならない。

今回の箕面今宮線安全対策事業だけにフォーカスすると、この条例に反しているのではないか。理由としては次の4点。

1つ目「市は、都市景観の形成に関する基本的な計画を推進し、総合的かつ長期的な施策を実施」していない。

2つ目「都市景観の形成に関する法令による制度を積極的に活用し、都市景観の形成に関する施策の実効性を高めるよう努め」ていない。

3つ目「市民及び事業者の意見が反映されるよう努めなければならない」が、「市民」とは誰を指しているのか。「事業者」は阪急バスなのか。

4つ目「公共施設の整備を行う場合は、都市景観の形成に先導的役割を果たすよう努めなければならない」が、先導的な役割ではなく、後退させているのではないか。

・箕面市には、「緑化の運用基準」があり、こちらを厳しく決めている。例えば、建ぺい率60パーセント以下、60パーセント以上とか、市街化調整区域は15パーセント以上というふうに決められているが、努力するのは市民や事業者だけなのか、違法性を問いたい。

② 街路樹の伐採を事前に食い止める手段が、住民監査請求の暫定停止勧告を求めるしか手段がないことの不合理性

・今まで当該担当室や市長、議会に、私は意見をしたり要望をしてきたが、一切効果はなく、今回、「住民監査請求の暫定停止勧告を求める」を行使した。手段がないことは、税金で市民の財産を管理する業務を請け負っている市役所にとって有利に働くのではないか。公平ではないという点で、不合理である。今回この手段を使ったのは、行政の意思決定プロセスや歳出歳入に関する情報を入手し、問題や不明瞭さを明らかにできると考えたためである。

・街路樹の伐採にかかる税金の使用について疑問をもったので、伐採の理由や根拠、街路樹の伐採がなぜ行われる必要があるのか、安全性や環境への影響がどのように評価されたのかなど、具体的な説明を希望する。予算の執行状況、街路樹の伐採に関連する予算の配分や使用状況、代替案や補植に充てられた予算など、財政的な側面について情報開示を希望する。意思決定プロセ

スについては、伐採の税金の使用に関する意思決定プロセスや市民参画のあり方について、透明性や公平性を明らかにしてほしい。

- ・今請求を通じて、問題点や不明瞭さを明らかにし、箕面市の行政の透明性と責任を促進することができると考えている。

③ 街路樹の伐採等に関する第三者機関による介入の提案

- ・これまで市内で何百本もの街路樹が伐採等されており、環境や市民生活に対する影響等の第三者機関の判断の介入も必要と提案する。
- ・箕面には、N P O 法人みのお山麓保全委員会やおやじの会などが存在するが、学術的データや分析、土地の評価、緑被率までもがわかる専門知識のある第三者機関の公平で中立な判断基準を設けるべきではないか。
- ・税金の使用に関しては、市民の意見や要望を反映させるために公共のディスカッションや透明性のある意思決定プロセスが重要である。地域の予算配分や政策において、街路樹の保護や代替案の推進、市民参画の推進などが考慮されるべきではないか。

II. 桜の木の伐採により土地の価値が下がること

- ・次に、桜の伐採により土地の評価が下がることについて述べる。

固定資産税評価基準の一部を述べると、「宅地の利用状況を基準とし、市町村の宅地を商業地区、住宅地区、工業地区、観光地区等に区分し、」（中略）

「1によって区分した各地域を、街路の状況、公共施設等の接近の状況、家屋の密接度その他の宅地の利用上の便利からみて相当に相違する地域ごとに区分して、当該施設の主要な街路に隣接する宅地のうち、奥行、間口、形状等の状況が当該地域において標準的なものと認められたものを選定するものとする」、ということで、路線価が決められてると思う。箕面市にも独自の評価基準の方法があって、側溝より何メーターあるとかで税金の価格が変動しているので、その分、今は、道路から少し距離をとって、街路樹のおかげで距離がとれてる分、土地の価格が下がるんではないかと、そこから私は読み上げた。

- ・一般論で言うと、街路樹が評価額に与える影響の要因として、次の2点。

1つ目「土地の評価の向上」 街路樹は景観や環境の美化に寄与し、周辺地域の魅力を高めることがある。これにより、周辺の土地価格が上昇すると考える。

2つ目「利便性や快適性の向上」としまして、街路樹は緑陰を提供したりして、騒音や音を緩和することができます。周辺地域の利便性や快適性の向上につながるため、土地価格に影響を与えると考える。

- ・箕面のこのエリアには、「桜」というキーワードがブランド化しており、新築で建つハイツや住宅の集合体には、「桜」が入ったネーミングなどがあるの

が特徴である。しかし、国税局路線価の桜通りと桜並木通りの比較によると、2018年以降は桜並木通りよりも評価額が上がらず、昨年度では差が大きく、21,000位出てしまったというのが特徴である。

- ・また、私の資料でも提出した千葉大の「線形緑地の存在が住宅地の地価に与える影響」という論文や、他に出させてもらった不動産レポート「視界に入る『みどり』が住宅賃料に与える影響」にもあるように、「みどり」があることで地価が高まるということ。
- ・住民は、桜、水路を含む春の北小学校へ続く情景を財産にした、つまり、この情景に価値がある、と考えたということになる。
- ・先にも述べたとおり、本事業は緑豊かな閑静な住宅街の情景を歴史的背景から現在まである景観を壊すことになったので、地価の評価は下がる。

III. 安全対策について

- ・建設水道常任委員会にて、当局の部長が発言していたのは、「箕面北小学校交差点において、通学時間帯に信号待ちする児童が道路南側に集中するものの、歩行だまりが十分ではなく、南側へ延びる歩道のない市道才ケ原線の道路端部に描いたグリーンベルト沿いで待機させてることから、安全対策を望むとする危険箇所点検に基づく改善要望が令和2年度に示されています」との答弁があった。これは、桜並木から横断歩道の前の古川眼科の前の信号待ちの部分での危険箇所点検での意見であり、その他で危険箇所点検で箕面今宮線が取り上げられたのは、私が提出した、平成28年「信号待ちスペースが狭く、東から左折する車に巻き込まれる危険がある」というところである。むしろ、街路樹の役割である交通安全の機能、①遮光、②視線誘導、③交通分離、④指標、⑤衝撃緩和、に分類される諸機能により、安全で円滑な道路交通の確保に寄与できる、安全で安心な通学路が確保できる、と思う。
- ・街路樹は、交通安全上でも重要な役割を果たしている、という資料をいくつか提出したが、その中有る、「遮光」と「視線誘導」、「交通分離」、「指標」、「緩衝緩和」について説明したい。これは、近くにお住まいの方が、市長と市民生活部と地域創造部の方に送られた手紙の一部であり、そこに載せられたこれが2022年3月17日の朝に起きた事故である。桜の木と電柱があったから家の中には車が突っ込みず、車に乗ってた若いお兄さんの命が助かったのは桜の樹木があったからである。市が提出した事故3箇所のうち2箇所のことについて言っている。木があったから人命が救助された、というところで、実際の桜の街路樹の役割のうち、④の建物倒壊を阻止し、交通安全機能上での衝撃緩和を果たしたというのが、こちらの事故のときかなと思う。樹木が車に巻き付いた形になり、衝撃を吸収し、人の命は守られた。また、この事故があって、阪急バスは路線を変更した。現在、路線バス交通網

の変更がされようという動きがあるが、この山麓線のバス路線がなかったら、あの日の交通の影響は、さらに大きかったのではないか。そこまで、考慮し、把握し、検討し、施策があったのか、というのが知りたいところである。

- ・具体的には、速度規制であるとか信号機の点滅時間に着目するとかで安全対策をしていけばいいのではないかというのが、3月の議会でも、ある議員の方から質問が出ていた。
- ・箕面今宮線で発生している事故マップっていうのを出してみたら、今回の工事区間は3つ、確かに市が出た3つであるが、いずれも、車両の制限速度30キロで走行していれば回避が可能であったりとか、樹木がそこにあったから回転してしまった時に無事だったドライバーがいたり、民家に突っ込まなくて人命が保たれたというところであったり、ちゃんと車両通行法違反をしてなかつたら木にも当たらなかつたというところが明らかに分かっているので、むしろ安全対策事業を行うのであれば、国道423号線に近い如意谷エリアではないのか、と私も考える。
- ・今回4月24日に伐採された木について。さくらモータープールの横の立派な樹木については、更新したばかりのちょっと若い苗木で、まだ植樹の中だったので移植できませんかという話もしていたが切られてしまった。また、クレーンを使っても全然引き上がらないくらい立派な木においても、一部の枝は死んでしまっているが、花が咲いていて、ちゃんと間伐とか管理を箕面市がしていた場合は、こんなふうにはならなかつたじゃないかなと考える。
- ・空き地の手前の水路の所にある桜とここの桜は並んでいて、もうトンネルはできなくなってしまったが、桜が満開になると桜通りも「ああやっぱり春が来たな」というふうに情景が感じられるすばらしい景観が保たれていたので、来年からはこのような景観が見れないなというところが、とても残念に思う。

IV. まとめ

- ・最後に、陳述のまとめとして、この市道箕面今宮線安全対策事業が、市民にいわれている目的ではない。というのが、私達市民向けの説明会が2回あって、市が出たスライドを元に、事業の流れを説明されたが、歩道を造って安全にしますという話しかなくて、でもこれを聞きに行った私達は、現在の車道の幅が広くなつて安全が保てなくなるんじゃないですか、とか、歩道は全部423号線まで続いて安全が保たれるのであってこのように事故が起こっているこっち側からやるべきじゃないですか、という話をしても、聞いてもらうことはできなかつた。市民にいわれていた、この単発的な安全対策ではなく、「箕面市総合都市交通戦略」にある、平成23年3月に策定された「第五次箕面市総合計画」にある箕面市の魅力アップに向けた重点課題として、「交通機関が便利なまち」が挙げられており、「鉄道の延伸をはじめとし

た都市交通基盤を整え、公共交通における移動の便利な交通体系の整備を推進」しなければ、国からの交付金や北大阪急行の延伸整備費に関する計画との齟齬がでるため、都計道路で予定していた、萱野東西線の都市計画道路の凍結の影響で、箕面今宮線に、この代わりの役割が強行に行われているのではないだろうか。街路樹の伐採の理由としては、もし、その東西線の代わりで都市交通網をしなければならないというのであれば、車幅を広くしなければならないので理由はたつとは思うが、何より箕面今宮線の幅員状況、最小の所が 4.85m しかない。ちょっと広い所だと 6.3m 位あるが、幅員状況では阪急バスの大型が通ることは違法であり、もし箕面市と阪急バスとが、国土交通省に、こういう理由で待ちながら運転しますよというのが書かれていたら違法ではなくなる可能性もあるが、拡幅工事を電車の開通までに行わなければ、北大阪急行延伸事業の場合の都市交通量の整備というところに反してしまうので、この道を拡げたいのかなと。これを拡げなかつたら、箕面市は黙認していることになるっていうところで、急いでいるのかな、と感じた。

- ・なぜこの 4.85m の道幅がダメかというと、一応、道に大型バスが通る場合、全長から、歩道が片方にあるので 0.5m 除して、その 2 分の 1 の幅でなければいけなくて、阪急バスのノンステップバスは 2.5m から 2.6m なので、それと相互に行き来できる幅が必要で、4.85m では保てないというところが違法ではないかということである。
- ・道路整備室が主張している、「市民のための安全対策」、「校下の危険個所点検にかかる交付金での単独事業」であるならば、今回の桜の街路樹の伐採は税金の無駄使いであり、支出項目は不当である。この不明瞭な点についても、今回、明らかになることを願うばかりである。
- ・もし、歴史的背景を大切にした景観をよくしたまちづくりや山並み景観をいかした景観形成を軸にした安全対策を市民合意で進めるのであれば、桜の木でダメな木は更新し、不定根導入、根上がりするのは根が張る樹がないので、まず不定根を違うところに向けて根上がりしないようにできる植樹にして、植物にも人にも優しい道路づくりを初歩段階から住民としていくのが行政の役割である。単発的な国の予算に頼ったコンクリート精神のまちづくりはもう終わったと思い、税金投入には値しない。

V. その他

- ・追加で、令和 5 年度の工事区間で「残す」と書いてある 10 番の桜が 5 月 28 日に伐採されてしまったので、どういったプロセスでそうなったのかというのも、今回、監査請求の流れの中で、お教えいただきたい。
- ・市は、令和 3 年に出た「都市計画道路等の変更（素案）」パブリックコメント資料のデータの交通量 4,628 台を本件住民監査請求の追加資料として使っている

が、道路整備室がこの事業を行うに当たり計画のお金を支出する行為の決裁（令和3年5月19日完結）に添付された資料はそれと異なり、平成21年の10月28日に調査した交通センサスという国土交通省が認めてるデータになっている。統括している部署のデータ管理がなってないのではないかと思った。

第4号聴取日前追加資料①：写真3枚（2022年3月17日に桜通りで起こった車両横転事故の状況）

- ・事故での桜の街路樹の役目を果たしているのがわかる写真
- ・樹木の折れた写真
- ・事故の全体写真と運転者の生存がわかる写真

第4号聴取日前追加資料②：動画（街路樹の桜が民家と運転手を守ったのがわかる映像）

第4号聴取日前追加資料③：動画（バスルートが変更されたときの車窓映像）

第4号陳述追加資料①：2022年4月7日付け近隣住民から市長及び関係職員宛ての文書（3月17日に発生した交通事故の状況と阪急バス運転手たちの意見についての情報共有のためのもの）

第4号陳述追加資料②：図面「市道箕面今宮線道路安全対策事業計画について（桜通り在り方を考える会の理解）」

第4号陳述追加資料③：工事区間の車道、歩道、路肩、路側帯の説明資料

第4号陳述追加資料④：箕面市ホームページより「緑化の運用基準」

9 証拠資料、意見等の最終提出

意見陳述及び提出された証拠資料等をふまえ、市長に対して意見及び関係資料等の提出を求めるとともに、本件請求人4名に対して証拠資料、意見等が提出できることを伝え、その期限を令和5年6月5日とした。その結果、提出されたものは次のとおりである。なお、第2号請求人からの提出はなかった。また、提出された証拠資料、意見等の名称及び番号は当方で付けた。

(1) 第1号請求人から（令和5年6月3日提出）

ア 第1号最終意見書：「箕面市長から5月29日に提出された追加資料に関する意見書」

I 「交通量に関する資料」について

- ・市の主張する交通量12時間当たり4,628台の測定箇所は市道箕面今宮線の交通量を代表する箇所ではなく別の箇所であり、2009年調査の1日換算交通量は8,298台で、道路構造令に定める計画交通量1日500～4,000台未満の

基準をはるかに超過している。

- ・道路の安全対策を図るに当たっては、道路の状況、通行車両数と種類、歩行者数と危険な状況、路線バスの運行にともなう危険性、交通事故の発生箇所・数・状況等の実情をくまなく調査し、沿道住民からの情報を加えて現状把握し、安全性を阻害している根本原因の特定を経て、種々の対応策の検討・評価の上、最も効果的な安全対策を決定するのが妥当で、広く一般的に実行されているプロセスであるところ、市は、東西交通の需要の将来予想とその対応策を検討し、「箕面池田線と萱野東西線の連結案」が最も効果的であるとして2019年に都市計画審議会に提案したが、現市長が2020年に就任直後に理由もなく当該提案を取り下げ、その代替として市道箕面今宮線を指定するという、妥当なプロセスを無視・逸脱した不当・違法な決定をしている。
- ・さらに、道路の現状把握が成されず、沿道住民には何も知らせず、今回の事業が策定され、沿道住民からの説明会、話し合いの要請をも拒絶し、工事着工している。議会に於いても令和4・5年度事業の設計業務に入る以前に道路の危険性について現状把握するよう要請をされている。従って、これらのプロセスを踏まず、坊島、如意谷地区には歩道整備が喫緊に必要なのに放置し、片側に既に歩道があるにも拘わらず、桜通り南側の水路の暗渠化による歩道整備、桜の木の伐採をする工事を沿道住民との話し合いを拒否してまで、工事着工をしたことは箕面市条例に於ける事業の計画段階からの「市民との協働」の努力義務を果たさない不当・不法と言える。

II 「街路樹との接触事故に関する資料」について

- ・①平成30年7月23日、②令和4年3月17日、③令和5年5月12日に発生した事故をもって「街路樹が車両の交通の安全を阻害している」という市の主張は成り立たない。なぜなら、市道南側の桜の木が車道上にあると主張しているが、実際は道交法上の路側帯に植樹されており歩行者の通行の用に供されている部分なので、通常は車両の通行は認められず、主張は間違っている。
- ・①は北側歩道上の桜の木を適切に剪定していなかった市の街路樹管理怠慢が原因である。道交法違反（制限速度超過）によるものとみられる。②は桜が路側帯に植樹されているので、車両の道交法違反（路側帶走行、制限速度違反）が原因である。③も同様に桜が路側帯に植樹されているので、車両の道交法違反（路側帶走行）が原因である。

III 「存置される2本の街路樹について交通安全面に対する市の考え方」について

- ・そもそも、矛盾した街路樹に対する市の対応の帰結である。存置される2本

の街路樹は、道路構造令に於ける路肩部に植樹されており、道交法上、現状では路側帯、もし工事が完成すれば車道になるので、車両の走行は予測できる。従って、車両通行の安全を確保するには、道交法での規制と標識・表示が必要となると考える。例えば車両接近禁止の為、複数本のポールの設置、進入禁止の道路標示、そして、桜の木の保護の為にその周囲に保護柵の設置等、効果的な物理的な対策が必要である。

IV (参考資料) 桜通りの歴史的成り立ち

- イ 第1号最終資料①：「自動車類交通量全体流動図」
- ウ 第1号最終資料②：箕面市ホームページより「都市計画道路網の見直しについて～新たな都市計画道路網（案）の検討～ 参考資料」
- エ 第1号最終資料③：箕面市ホームページより「都市計画道路等の変更（素案）について」
- オ 第1号最終資料④－1：航空写真（撮影年不明 箕面住宅地ができ、桜通りができた頃）
- カ 第1号最終資料④－2：航空写真（1961年5月25日）
- キ 第1号最終資料④－3：航空写真（1979年9月20日）
- ク 第1号最終資料④－4：写真「箕面北小学校前交差点、通学風景」（1966年）
- ケ 第1号最終資料④－5：写真「桜通り（箕面今宮線）北小学校口、交差点」（1965年頃）
- コ 第1号最終資料④－6：写真「北小学校口交差点付近」（2022年3月11日）
- サ 第1号最終資料④－7：バスすれ違い時の写真と構造図面
- シ 第1号最終資料④－8：「R3／4年 交通事故発生マップ（大阪府警ホームページより）」
- ス 第1号最終資料④－9：北小学校口バス停付近における横転事故の写真
- セ 第1号最終資料④－10：「箕面市公示地価の変遷」（2015年から2023年までの桜並木通り（4丁目971番地）と桜通り（5丁目844番地）の比較）
- ソ 第1号最終資料④－11：路線価図（令和4年のNo.42343の図面）

(2) 第3号請求人から（令和5年6月4日及び5日提出）

- ア 第3号最終意見書
 - ・令和4年3月17日の事故に関する市の報告は虚偽である。
 - ・市の主張する事故原因は誤りである（桜の木が障害になったからではなく居眠り運転が原因）。また、市は桜があったがために起こった車両事故と

説明したが、最初にぶつかったのはフェンスである。桜があったからぶつかったのではない。

- ・市は、事故当事者に保険会社を通して桜の木の抜根・植替え、フェンスの撤去・新設費用として 500,500 円を請求していると思われる。
- ・桜の木は、現在も植え替えられておらず、事故被害者宅に対し、植替え希望したにも関わらず何らの措置もない。市から事故当事者にした請求は虚偽請求である。もし、植え替える必要がなければ、市に何ら損害は生じていないはずである。にもかかわらず、桜の木を植え替えるためとして、請求した市の行為は、虚偽請求にあたる。
- ・市は今回の伐採において、切らずに残す予定であった箇所も伐採している。なぜ、伐採予定でない箇所の桜の木を伐採したのか等の説明はない。このような、恣意的で独断的な判断は裁量権の逸脱濫用であり、違法である。
- ・市は本件の説明にあたり「桜がそこにあったがために、車両がぶつかった」と報告しているが、それであれば今回の賠償請求は間違いであり、逆に事故当事者様に賠償しなくてはいけないのではないか。

- イ 第3号最終資料①：2022年3月17日に起きた事故について、事故当事者とその母親からのLINEメッセージ
- ・事故当事者は、桜の木があったから、クッションになって助かったと思っている。事故原因は道幅や桜の木ではなく、居眠り運転である。桜の木を切らないでほしい。(抜粋要約)
- ウ 第3号最終資料②：保険会社から事故した車の所有者宛てた「物件事故解決内容のご案内」(箕面市役所に対する損害賠償金として 500,500 円を支払う内容)
- エ 第3号最終資料③：市意見書追加資料①の位置図の抜粋・一部加工と令和5年5月18日撮影の写真(令和5年度施工区間において伐採せずに残すことと表示されていた北側歩道内の10番の桜が伐採されたことを示すもの)

(3) 請求人から (令和5年6月2日提出)

- ア 第4号陳述文書：5月31日に陳述した際の読み上げ文書
- イ 第4号最終資料①：「R3/4年 交通事故発生マップ(大阪府警ホームページより)」
- ウ 第4号最終資料②：令和3年5月決裁の一部
- ・令和3年5月14日起案決裁「市道箕面今宮線道路安全対策事業に伴うお知らせについて(同)」の起案文書、5月19日付け事務連絡「市道箕面今宮線道路安全対策事業について」、「位置図」2件
 - ・箕面今宮線道路安全対策事業に伴う設計業務委託に係る令和3年7月21

日起票「支出負担行為伺書」

- ・箕面今宮線（市道4-01、4-03）の12時間交通量の調査結果（調査日：平成21年10月28日）
- エ 第4号最終資料③：「市道箕面今宮線の歩道整備について」（2022.10.06. thu /みのおエフエムスタジオ）道路整備室室長のインタビュー掲載記事（請求人のコメント付き）
- オ 第4号最終資料④：広報紙もみじだより令和4年8月号の2ページ及び3ページ「市道箕面今宮線の道路安全対策（歩道整備）事業について」
※第4号資料②と重複

(4) 市長から（令和5年6月5日提出）

ア 市最終意見書①：

- ・「桜の木の伐採により土地の評価が下がること」についての意見

本件請求人4名の証拠資料等には、市道箕面今宮線（桜通り）、市道才ヶ原線（さくら並木通り）の「相続税路線価」が記載されている。これによると、本件請求人4名の主張は、「令和4年に桜通りの桜の伐採が発表されたことにより、路線価が下がった」と読み取れるが、令和4年の時点では、桜の木が存在している状況であり、物理的な環境の変化が無く、「車の通行量増加や騒音や交通事故の増加を懸念する」という憶測だけで、国が路線価を変えるとは考えにくい。また、さくら並木通りにおいては、「令和2年の桜の木の残存決定により、令和元年度より路線価は上昇している」との主張と読み取れるが、都市計画道路の見直しにより、計画を廃止したものであり、「桜の木の残存決定」が決まったことと紐付くものではないことから、本件請求人4名の主張は失当である。

一方で、市は令和3年度に「市道中央線」の道路安全対策工事（施行延長320m）として、街路樹を伐採（伐採本数53本）して歩道や自転車の通行空間を確保する工事を行っているが、上記路線の路線価を確認したところ、伐採後の路線価の下落は見られない（令和元年から令和4年まで同額の185千円/m²）。なお、市道箕面今宮線では施行延長100mで7本の街路樹を伐採しており、市道中央線の整備延長100当たりの伐採本数16.6本は、市道箕面今宮線の約2.4倍となっている。

以上のことから、本件請求人4名の主張は、憶測に基づく主張であり、明確な根拠や物的証拠をもって「桜の木の伐採により土地の評価が下がること」を立証しているものではないと判断できる。よって、本件請求人4名の主張は失当である。

- ・「公共物としての役割を廃止する手続を踏んでいないこと及び伐採が手続規

定に違反していること」についての意見

市は本件請求人4名の証拠資料等から、「公共物としての役割を廃止する手続を踏んでいないこと及び伐採が手続規定に違反していること」に関する主張を読み取ることができなかった。街路樹の伐採にあたっては、道路法や市の条例等には手続に関する条文が無いことから、市は法的な手続は不要と考えているが、本件請求人4名が主張する「公共物としての役割を廃止する手続」や「手続規定」とは、何の法律等に基づいているものなのか、明確に主張してもらわない限り、市が意見することはできない。

イ 市最終意見書②：

- ・「街路樹伐採等の工事終了後の道路（路肩を含む）が、道路構造令、市条例などの基準に合致しているか」についての意見

道路構造令は地方公共団体の条例で都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準を定めるに当たって参酌すべき一般的技術的基準を定めるものとされている。市では、「箕面市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例」及び「箕面市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則」で市道の構造の技術的基準を定めており、市が新たに整備する道路は、当該条例及び当該規則に基づき整備を行っている。

市道箕面今宮線（第四種第二級）の車道においては、規則第3条第1項で「第四種第二級の道路で必要となる車線数は2車線」、同条第3項で「車線の幅員は3.0メートル」としていることから、工事終了後の車道幅員においては、2車線相当の6.0メートルとしている。

また、歩道においては、規則第10条第1項第2号で、「歩道の幅員は1メートル以上」としており、工事終了後の歩道幅員においては、両側に1.5メートル以上確保している。

なお、路肩については、条例第7条第3項で、「歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける市道にあっては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。」としており、工事終了後の道路は、道路構造令第12条に定められた、「建築限界内に路上施設などの構造物を設置しない」としていることから、道路の主要構造部を保護していると考え、車道に接続する路肩を設けないこととしている。

以上のことから、工事終了後の道路（路肩を含む）が、道路構造令や条例、規則に定める基準に合致している。

イ 市最終資料①：

- ・道路構造令第1条
- ・箕面市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例（抜粋）

- ・箕面市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則(抜粋)
- ウ 市最終資料②：
 - ・箕面市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則第3条第1項及び第3項
- エ 市最終資料③：
 - ・箕面市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則第10条第1項第2号
- オ 市最終資料④：
 - ・箕面市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例第7条第3項
 - ・道路構造令第12条
- カ 市最終資料⑤：
 - ・広報紙もみじだより令和5年2月号の8ページ「市道箕面今宮線の道路安全対策事業『水路の歩道整備について』」

第6 監査の結果

1 市道箕面今宮線の道路安全対策事業と街路樹伐採工事に至る経緯

市道箕面今宮線約1.6kmの区間（箕面2丁目交差点よりひとつ東の信号機のある交差点～白島2丁目交差点）については、市において安全対策の検討を進め、令和3年度は箕面今宮線道路安全対策事業で実施設計を行った。

市長は、上記事業区間のうち用地買収を伴わず歩道整備が可能な水路区間（北小学校南側付近の約230mの区間）において、路線バスも含めた車両が安全にすれ違いできる幅員の確保や、車椅子利用者や歩行者の安全確保を目的に、令和4年度及び令和5年度の2箇年で、水路を西側から順次暗渠化して歩道整備を行うこととし、その工事費66,165千円の予算を含めた令和4年度箕面市一般会計予算の議案を市議会に提出した〔第1号資料③、第2号資料③〕。当該予算は、令和4年第1回箕面市議会定例会において上程され、建設水道常任委員会において異議なく原案どおり可決すべきものと決し、令和4年3月28日の本会議において可決成立した。

令和4年度に入り、市は当該事業に関し次の説明等を行った。

- ・7月19日及び20日：令和4年度及び令和5年度の工事区間沿道の戸建て住宅25件を対象に訪問説明（対面説明できなかった6件は資料の投函）
〔第4号追加資料⑫〕
- ・広報紙もみじだより8月号に当該事業の説明（桜伐採・残存を含む）を掲載
〔第1号資料④、第2号資料④、第4号資料②、市意見書資料2-2〕
- ・8月31日（水）及び9月4日（日）：事業説明会を開催
〔第1号資料④、第2号資料④、第4号資料②、市意見書資料2-2、令和4

年市議会議事録]

- ・広報紙もみじだより 11月号に当該事業の説明（桜残存を含む）を掲載
〔市意見書資料2-3〕
- ・12月7日：令和4年度施工区間の沿道住民に対して工事内容及び着手の通知（街路樹の取扱い意向調査を含む）
〔市意見書資料2-1〕
- ・広報紙もみじだより 2月号に当該事業の説明（水路整備方法変更）を掲載
〔市意見書資料2-4〕

令和4年10月頃、樹木に関する専門家に工事区間の桜の街路樹を確認してもらったところ、すぐに倒木する恐れのある危険木はない旨の意見だったので、市は、危険木を理由に伐採は行わず、桜の前の家屋の方の意向を確認して桜の残置を決定することとした。〔第1号資料①、第1号資料②、第2号資料①、第2号資料②、第3号資料①、第4号資料①〕

令和4年12月28日、市は株式会社大金建設と「市道箕面今宮線道路安全対策工事No.1」（以下「本件道路安全対策工事」という。）の建設工事請負契約を締結した。請負代金額は49,863,000円、工期は令和4年12月28日から令和5年3月31日までである。その後、令和5年3月29日に工事請負変更契約書が締結され、工期が令和5年10月31日までに変更された。〔市意見書資料1〕

令和4年12月7日付けお知らせ〔市意見書資料2-1〕により街路樹の取扱についての沿道住民の意向を確認した結果、市は、令和4年度施工区間の街路樹（桜）9本のうち2本を残して7本を伐採することとし〔市意見書追加資料①〕、令和5年3月、同月15日以降に伐採する旨を対象となる街路樹の幹に巻き付ける形で通知した。〔第3号資料②、第4号資料③〕

令和5年4月24日、市は、令和4年度施工区間の街路樹（桜）7本を地上1m付近で伐採した〔第3号資料③〕。その後、当該7本を撤去した。

2 本件住民監査請求の統合判断

第1号請求、第2号請求、第3号請求及び第4号請求は、別々のものであるが、本件伐採工事の中止を求め、その工事費用を支払うことは不当な公金支出であるという趣旨は同じである。同一の請求が重複してなされた場合は、先行の請求について監査を行い、後行の請求について改めて監査を行うことなく、先行の請求の監査結果に基づいて同旨の決定を行い、その監査結果を後行請求人に通知することになる。また、後行の請求に新たな違法・不当事由の主張が加わっているときは、それについて判断し、その他は先行の請求と同旨の判断をすることになる。

第1号請求、第2号請求、第3号請求及び第4号請求は、提出された資料に共通するものが多く、意見陳述においては相互に補完する姿勢が見受けられ、実質的に

はひとつの請求だといえる。そのため、本件請求人4名が各々提出した資料と各々陳述・主張した内容は、全て共通してなされたものとみなして、本件住民監査請求について判断するものとする。

3 本件伐採工事の中止を求めることについての判断

本件住民監査請求は、本件伐採工事の中止を求めることが、本件伐採工事に係る費用の不当な支出の中止を求めるものの2つである。このうち、前者の本件伐採工事の中止を求めるについては、令和5年4月24日に本件伐採工事が行われているので、請求の利益を欠いている。したがって、以後は後者の不当な公金支出の中止を求めるについて判断していくこととする。

4 対象となる財務会計行為

本件伐採工事は、令和4年12月28日に締結された「市道箕面今宮線道路安全対策工事No.1」の建設工事請負契約により行われる工事の一環であることは、争いのないところである。この費用は市道箕面今宮線道路安全対策工事No.1の請負代金額49,863,000円に含まれていて不可分なので、全体工事の請負代金額の支出が対象となる。

なお、工期が令和4年12月28日から令和5年10月31日までとなっているところ、請負代金額が部分払いされたか未払いいかは不明である。

5 本件伐採工事の必要性の有無

街路樹は、景観、環境、交通安全及び防災などの観点で重要な役割を担っているため、市、市民、事業者等が協力して守っていくことが必要であるのと同時に、道路法第2条の規定によると、街路樹は、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設として道路管理者が設置する「道路の付属物」の一種であるから、市としては道路交通の安全確保に支障をきたすことが無いよう管理する必要がある。したがって、通行人や車の安全性を確保することが必要と市が判断した場合に、市は街路樹を伐採する選択を行うことがある。

本件伐採工事が本件道路安全対策工事の一環として行われているものであるから、まず、本件道路安全対策工事の必要性について検討する。

本件道路安全対策工事を含めた市道箕面今宮線道路安全対策事業においては、事業対象である市道箕面今宮線約1.6kmの区間を対象区間とし、その多くが沿道の土地所有者の協力のもとに任意買収を行って道路を拡幅し、歩道整備を進めていく事業であり、長期間にわたることになる。本件道路安全対策工事は、用地買収を伴わないものであり、水路部分にふたをかけて歩道を整備しようとするものである。先述のとおり、令和4年第1回箕面市議会定例会に向けた本件道路安全対策工事に係

る議会説明資料（第1号資料③、第2号資料③）では、路線バスも含めた車両が安全にすれ違いできる幅員の確保や、車椅子利用者や歩行者の安全確保が目的である旨が記載されている。同定例会の建設水道常任委員会において、箕面今宮線道路安全対策事業、すなわち本件道路安全対策工事の予算に関し、桜の取扱いについての質疑がなされており、「街路樹の桜についてなんですけれども、箕面今宮線の街路樹の中では老木化し、倒木や折れ枝のおそれのある街路樹や大木化して歩行空間の狭窄やバスと乗用車が離合する際に支障のある街路樹が見られます。このことから、交通安全上、必要な場合は街路樹の伐採、撤去も必要と考えております。また、本路線におきましては、特に車椅子やベビーカーの利用者などの方がバリアフリーの観点から安全に通行できる歩道がなく、人道的な課題として、歩行空間を確保する必要があるため、整備に当たっては、街路樹を存続することが難しくなっている状況でございます。しかし、本路線が桜通りと言われてきた歴史経過を十分に認識しているため、今後、街路樹の取扱いにつきましては、地先住民の方や自治会の意見を伺いながら、残すこととも視野に入れて判断していきたいと考えているところでございます。」と市は答弁している。

さらに、箕面今宮線道路安全対策事業の実施設計の予算が審議された令和3年第2回箕面市議会定例会の建設水道常任委員会において、市が把握した具体的な意見についての質問に対し、「阪急バス株式会社からの意見なんですけども、バスで通行する際に、桜の枝が邪魔になり、通行しにくいという声のほうが上がってございます。それと、道路に関する市民からの要望につきましては、北小学校付近の北側の歩道が幅員が1.5mに満たない箇所に横断防止柵が設置され、有効幅員が1mほどしかなく、歩行スペースが狭いことなど、あと、街路樹の桜で、歩道路面の根上がりや狭窄が生じて歩きにくいとか、また、バスなどの大型車両が多く走る道路なのに道幅が狭いと、自転車などで通行することが怖いなどの意見を聞いてございます。」と市は答弁している。

市道箕面今宮線が、現状として歩行者及び車両の通行上、安全性に課題がある道路であることは、市議会議員においても認識された上で質疑が行われていると認められ、市は何らかの安全対策を行う必要があった。その中で、どのような手法を選択するかは市の裁量であるから、長期間にわたる用地買収を伴う手法以外に、用地買収に比べて短期間で行うことのできる、水路にふたをかけて歩道を整備する手法を選択したことは是認できる。

次に、本件道路安全対策工事において、本件伐採工事、すなわち桜の街路樹を伐採することの必要性について検討する。監査を通じて、市が掲げる伐採理由は次の2点であると認められる。

- ①老木化し、倒木や折れ枝のおそれがある
- ②車両（バスを含む）のすれ違いや歩行者（車椅子やベビーカーの利用者を含む）

の通行に支障があり、歩道を整備し、車道幅を 6.0m に拡幅して安全な通行を図るため

このうち、①については、すぐに倒木する恐れのある危険木はないので、市自ら伐採理由から削除している。

②については、市意見書において「市道の南側は車道上に街路樹が植栽されているため、バスや車のすれ違いに支障をきたしており、街路樹に車両が接触する事故も起こっている」と記載されているので、事故に関する資料の提出を市に求めたところ、市追加資料 3 により 3 件の接触事故が挙げられた。平成 30 年 7 月 23 日の事故は、市道の北側であり、対象にはならない。令和 4 年 3 月 17 日の事故は、第 3 号請求人、請求人、第 1 号請求人から提出された多くの資料によると、居眠り運転により車道から路側帯にはみ出して走り、ガードレール、次いで街路樹、電柱にぶつかり車両が横転した事故であり、街路樹が原因ではない。令和 5 年 5 月 12 日の事故は、第 1 号請求人が主張するとおり、白線が引かれた車道外の路側帯にある街路樹に走行違反の車両が接触した事故であり、街路樹が原因ではない。したがって、これらの事故はいずれも市が主張する論拠と認めることはできない。

しかし、大型バス（幅 2.5m）がすれ違うバス路線としては道路幅員（第 1 号資料④、第 2 号資料④、第 4 号資料②、市意見書資料 2-2 によれば 4.9m）が狭い上に、街路樹を避けて通行する必要があるため、車両のすれ違いに支障が生じる蓋然性は高いと認められる。

車両のすれ違いに支障が生じないようにする対策として車道幅を 6.0m に拡幅する場合に桜の伐採が必要であるかどうかについては、車道の両側に幅員 1.5m 以上の歩道を確保しようとするのであるから、車道幅の拡幅エリアに南側の街路樹が含まれることになり、伐採の必要性が認められる。

北側の歩道については、前述の箕面市議会における市答弁のとおり、市では街路樹の桜により歩道路面の根上がりや狭窄が生じて歩きにくいとの問題が生じております（それを否定する根拠は認められない。）、解決する手法として、原因となっている街路樹を伐採・撤去することとしたものであり、必要性はあったものと認められる。

南側の路側帯については、同様に街路樹がある箇所で狭まるものであるが、歩行者は車道にはみださなければ通行できない箇所があり、歩行者の通行に支障が生じるものと認められる。加えて、前述の令和 4 年 3 月 17 日の事故を鑑みると、路側帯を自動車が走行し、歩行者にとって危険なため、歩道整備の必要性は認められる。

以上のとおり、車道のすれ違い問題の解消のため拡幅工事をすること、歩行者通行の問題の解消のため歩道整備をすること、それに伴い桜の街路樹を伐採するという本件伐採工事の必要性については、一定認められるものである。

6 本件伐採工事の違法・不当の有無

本件請求人4名は、本件伐採工事の中止を求める事と、本件伐採工事に係る費用の不当な支出の中止を求めるこの2点に関連し、違法・不当である旨を様々に主張している。既に本件伐採工事は終了しているので、本件伐採工事に係る公金支出が不当であるかどうかを判断するものとし、その観点で各主張について判断する。

(1) 土地の評価下落に伴う市税収入減少

本件請求人4名は、本件伐採工事により土地評価・固定資産税評価額が下がり、市税（固定資産税）の収入が減少すると主張している。このことについて、本件請求人4名は、第1号追加資料など多量の資料をもってその証拠としている。そのうち、街路樹が不動産取引における土地の価格に影響することについては、一般論として認められる。しかしながら、国税局の路線価図で本件道路安全対策工事を行っている箇所の路線価と桜並木通りの路線価を比較して本件伐採工事の計画が影響していることについては、具体的な根拠が示されておらず、認められない。地価公示価格と地価調査価格の比較についても同様に認められない。固定資産評価基準によると土地の売買実例価格をもとに評価されることになるので、街路樹伐採により土地の価格が下落すると固定資産税評価額も下落することについては、理論上は有り得ると認められるが、本件においてそうと断言することはできない。一般的に街路樹が不動産取引における土地の価格に影響することは認められるが、それが本件伐採工事の場合にも影響するのか、影響したとすればどの程度かは不明である。さらに、それが売買実例価格に反映されたとしても、固定資産税における標準宅地にどの程度影響するのか、固定資産税路線価にどの程度影響するのかも不明である。固定資産税路線価から1筆ごとに評価を行うが、その際に街路樹に関する補正等の項目は固定資産評価基準及び市の評価要領には無い。一方で、水路が歩道になって道路が拡幅されることにより固定資産税路線価が逆に上昇する可能性があるが、これもそうと断言することはできない。さらに、固定資産税の土地評価が下落した場合に固定資産税も下落するのかについては負担水準が不明で確実とは言えない。また、仮に本件伐採工事により固定資産税評価額が下がり、税収が減少したとして、そのことが本件伐採工事の違法性・不当性の証明には直結しない。市はデメリットがあっても公益上必要であれば諸条件を検討の上で事業を行うことは多々あるものであるし、本件伐採工事には前述のとおり一定の必要性が認められるからである。

(2) 公共物の廃止手続違反など

第3号請求人は、第3号請求書において「公共物の役割を廃止する手続を踏まず伐採することは、手続規定に違反する」旨を主張しているが、その手続規定は見つからないとのことであった。これに関し第1号請求人は、「手続規定がある

のであれば市はそれを示すべきだし、ないのであれば取り決めていなかった不作為である」旨を主張する。また、請求人は、「街路樹の伐採に関する規定がないことの違法性」について主張する。しかし、手続規定を定めなければならない法的義務があるとはいえないでの、この主張は認められない。

(3) 信義則違反等

第3号請求人は、第3号請求書において「桜の木が危険な街路樹ではなく伐採する必要はないと公表しているにも関わらず、伐採することは、自己矛盾行為であり、行政庁としての信義則に反する違法がある」旨を主張しているが、危険木を理由に伐採を行わないものの、歩行者の通行や車両のすれ違いに支障をきたす交通安全上の理由は残っている。また、「沿道住民の多くが桜の木の伐採に反対するなか、ごく一部の住民の意思だけを尊重し、伐採を実施することは、民主主義の大原則である多数決の原則や、住民自治に違反する」旨を主張しているが、市民の代表である市議会において本件伐採工事を含めた事業予算が審議された結果、可決されている。したがって、これらの主張は認められない。

(4) 箕面市街路樹管理要領違反

前述のとおり、街路樹は、「道路の付属物」の一種であるから、市は道路交通の安全確保に支障をきたすことが無いよう管理する必要がある。その管理基準を定めた箕面市街路樹管理要領は、形式的には条例や規則等の職員に義務を課したものではないので、当該管理基準に沿わなかったとしても違法ではない。当該要領は市長又は市長以下の機関（部長など）の権限により定めた街路樹管理の一般的な内部的基準と解されるところ、本件道路安全対策工事は市長の権限により契約を締結したものであり、後者が優先されることは明らかである。本件道路安全対策工事の区域内にある街路樹は、工事の仕様等に定めがあれば、それに基づき剪定や伐採を行うことになるので、不当とまではいえない。したがって、箕面市街路樹管理要領の違反による違法・不当は認められない。

(5) 道路拡幅計画の違法

第1号請求人は、箕面今宮線道路安全対策事業に係る道路拡幅計画が違法であることの主張において、歩道幅員が最低2mであることを前提にし、その幅員の判断に当たっては「道路構造令」の規定に基づいているが、「箕面市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例」及び「箕面市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則」に基づくべきであり、それによると歩道の幅員は1m以上となっている。また、路肩を確保する必要があることも前提にしているが、市最終意見書②のとおり、同条例第7条第3項の規定に基づき道路の主要構造部を保護していると考えて車道に接続する路肩を設けないことを、市は道路管理者として判断している。したがって、道路拡幅計画が違法であるという主張は、認められない。

(6) 箕面市市民参加条例違反

第1号請求人は本件道路安全対策工事及び箕面今宮線道路安全対策事業は箕面市まちづくり理念条例及び箕面市市民参加条例に規定する協働の努力をしていないので条例違反であり違法なプロセスだと主張するが、上記条例は努力義務にとどまっているので、仮に違反していたとしても違法ではない。

(7) 社会資本整備交付金の申請内容の虚偽

市が行った社会資本整備交付金の申請において、住民は反対していて合意形成がとれていないにもかかわらず虚偽の申請を行ったことについて、第1号請求人及び請求人が主張しているが、申請が虚偽であったかどうかは交付金の交付に影響することにはなりうるが、本件伐採工事の支出の不当性の理由にはならない。

(8) 監査の手続の違法性

第2号請求人は、令和5年5月22日に提出した追加主張において、「監査請求についての運用指針等が定められてないことの違法」と「手続保障を欠くことの違法」の2点を主張しているが、いずれも本件伐採工事に係る公金支出の不当性の判断に何ら関わりがないものである。ただし、「運用指針」については提案として受け取り、従前から市ホームページに掲載している「住民監査請求の流れ」を見直す際の参考にしたい。

上記のほか、本件請求人4名が各々主張した「箕面今宮線道路安全対策事業の全部の工事の停止」「路線バス運行に関し何らかの対策をとること」「管理設に変更したことについての説明」「街路樹の伐採を事前に食い止める手段が住民監査請求の暫定停止勧告を求めるしか手段がないことの不合理性」「街路樹の伐採等に関する第三者機関による介入の提案」「伐採せずに残すこととされていた北側の歩道内の10番の桜〔市意見書追加資料①〕が伐採されたことの説明」は、いずれも本件住民監査請求で監査委員が判断すべき事項ではない。前述のとおり、監査委員の役割は、本件伐採工事に係る公金支出が不适当であるかどうかを判断することであり、事業の意図などを説明すること、並びに、提案や要望を受け、又は市に対して仲介等を行うことは、監査委員の任ではない。

7 結論

以上のとおり、本件伐採工事には一定の必要性が認められ、裁量権を逸脱・濫用した違法な点はなく、不适当とまでは言えない。したがって、本件住民監査請求のうち本件伐採工事の中止を求ることについては、請求の利益を欠いているので却下し、その余については、理由がないと判断して棄却する。

以上

【付帯意見】

市長に対して、次のように意見を述べる。

市は、法令に違反せず事業を執行する義務があるが、その執行に当たっては広範な裁量権を有しており、その反面、裁量権に基づく判断により執行した事業について責任を負うべきものと考える。令和4年度工事区間にある桜の街路樹9本のうち伐採せずに残された2本の桜が車両の通行に新たな支障を生じさせる原因になる可能性は否定できない。誤解の無いように言うと、監査委員としては、残された桜2本の伐採を促しているのではない。残す判断をした責任として、安全対策をしっかり行われるよう要望するものである。

さらに、桜2本を残した令和4年度工事区間の整備後、経過観察して交通状況を把握のうえ結果を検証し、令和5年度工事区間における工事に可能な限り活かすとともに、さらなる安全対策の必要性の有無も検討されるよう、併せて要望するものである。